

合併してよかったと実感できる…

町のよきん ②

② 働く意欲の湧き出る町

■鳥獣被害防止施設等整備事業 150万円

イノシシ被害を防止するために設置する防護柵等に対し、助成を行います。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

今月号は、②働く意欲の湧き出る町の主要事業について紹介します。

■体験交流型観光推進事業 253万8千円

体験型修学旅行の誘致や受入を推進し、交流人口の拡大や地域の活性化を図ります。併せて、スポーツ合宿の誘致も積極的に推進します。

◆問い合わせ 商工観光課 ☎0820(79)1003

■緊急雇用創出事業 4,663万4千円

新たな雇用機会の創出や、介護分野等の地域ニーズに応じた人材の育成を推進します。

◆問い合わせ 商工観光課 ☎0820(79)1003



▲昨年の修学旅行実施の様子
(地引網体験：逗子ヶ浜)
(神奈川県湘南学園中学校)

■岩国空港ビル株式会社 出資金400万円

地域振興に寄与する岩国空港の早期再開に向け、新たに設置される株式会社へ出資を行います。

◆問い合わせ 政策企画課 ☎0820(74)1007

○社会福祉法人等による利用者負担軽減の更新
社会福祉法人等が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

■対象者
市町村民税世帯非課税である世帯に属する方で、次の要件をすべて満たす方。
①年間収入が、単身世帯で、150万円以下、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
②預貯金の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人

■負担軽減の割合
・利用者負担額(1割自己負担の100分の28、食費、居住費または滞在費の100分の25)
・高齢福祉年金受給者は、利用者負担額の100分の53、食費、居住費または滞在費の100分の50

■手続き
この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。

■申請および問い合わせ
介護保険課 介護保険班
☎0820(77)5503
または、各総合支所、各出張所

介護保険負担限度額認定更新
および利用者負担軽減の更新について

○介護保険負担限度額の認定更新
介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けられている方は、居住費と食事の全額を本人負担していただくことになっていきます。なお、市町村民税世帯非課税の方や生活保護受給世帯の方については、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度があります。7月から、この制度の更新時期となりますので、該当すると思われる方は、早めに申請してください。

③日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
⑤介護保険料を滞納していないこと。

■対象となるサービス
・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、小規模多機能型居宅介護